

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話番号 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2016年(平成28年) February 2月号

## 平成27年司法事件送検状況



牛這祭（薩摩川内市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

## 目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成27年司法事件送検状況	2
「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」の開催について	2
平成27年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞について	3
事業主の皆さま！仕事と治療の両立が可能な求人提出について	3
Q & A 退職勧奨についての法的な規制はありますか	4
災害に学ぶ～床上に降ろした金属材料が倒壊～	5
大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等について	6

女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の準備を進めましょう！	7
平成27年業種別死傷災害発生状況（12月末）	8
ロールボックスパレットに起因する	
労働災害防止対策の推進について	8～12
労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて	13
健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について	14
平成27年度鹿児島労働災害防止研修会の開催について	15
平成28年3月の講習開催のご案内	16

## さくらじま

この3月に鹿児島市から姶良市を駆け抜ける「鹿児島マラソン2016」が開催される。

今年から住み始めたことを機に記念になることをしたいと思い応募したところ、幸運(?)にも参加を許されたため、早速、近所を走り始めてみた。

最初は息も絶え絶えで体を痛めたり、若い頃の自分のイメージとギャップを感じるなど肉体的にも精神的にもつらかったが、ようやく走るのに体が慣れたのか、どうにか楽しくなってきたところである。

以前は、ひたすら仕事をこなして、家に帰り眠り、また仕事を行くだけの生活をしていたが、仕事以外のことに対する打ち込

めるものがあると、ストレス解消はもちろんのこと、意外なことから仕事のアイディアを思い付くなど、快適な生活が過ごせるという実感がでてきた。

こんな折りに、ふと「ライフ・ワーク・バランス」について考えてみた。

今の自分に当てはめてみると、ライフ(走ること)・ワーク(仕事)ともに大切なものであるが、最も大事なことはそのバランス(加減)であり、何事にものめり込みすぎて周りが見えなくなってはいけないと言い聞かせている。

3月にはタイムなど気にせず、鹿児島市内の風景を楽しみながら完走を目指したいと思う。

# 平成27年 司法事件送検状況

鹿児島労働局監督課

平成27年は、9件の事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。

法令別の送検件数は、昨年よりも1件減少し賃金不払い等の労働基準法等違反事件が2件、労働災害の発生等を端緒とする労働安全衛生法違反が7件です。

内容別にみると、労働基準法等違反事件は「賃金不払い」、労働安全衛生法違反事件は「墜落・転落等の危険防止」、「運転開始時の合図」、「伐倒の合図」、「就業制限」にかかる違反となっています。業種別では、建設業と製造業が共に3件で最も多く、水産業、清掃・と畜、旅館業が各1件となっています。

捜査を開始する端緒については、労働基準法等違反事件は労働者からの申告を端緒としているもので、労働安全衛生法違反事件は死亡災害等の重大な事故を端緒とし

ています。

鹿児島労働局では、今後とも行政指導としての是正勧告等に併せ、法違反の是正を行わない悪質な企業や、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しても、引き続き司法警察権限を積極的に行使し、厳正に対処していきます。

特に、近年は若者の「使い捨て」が疑われる企業（いわゆるブラック企業）が社会的な問題となっていることから、引き続き長時間労働・過重労働、賃金不払い残業が疑われる事業場に対する積極的な監督指導を実施するとともに、悪質な事案については、労働基準関係法令違反被疑事件として送検処理を積極的に行うこととしています。

## 平成27年 司法事件送検一覧

番号	業種	事件の概要	送検署	送検年月日
1	水産業	潜水士免許にかかる就業制限	名瀬署	H27. 1. 5
2	清掃・と畜業	デッキ端からの墜落	鹿屋署	H27. 1. 8
3	木造建築工事業	賃金不払い	鹿児島署	H27. 3. 18
4	その他の建設業	立木伐倒時の合図	鹿児島署	H27. 4. 7
5	製造業	賃金不払い	鹿児島署	H27. 5. 8
6	製造業	作業台からの墜落	鹿屋署	H27. 5. 21
7	土木工事業	立木伐倒時の合図	鹿屋署	H27. 7. 2
8	製造業	機械調整作業中のはざまれ	加治木署	H27. 7. 9
9	旅館業	スレート等踏み抜きによる墜落	加治木署	H27. 9. 25

## 「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」の開催について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する支援を効果的に実施するため、「医療労務管理相談コーナー事業」を鹿児島県社会保険労務士会に委託して、医療機関等に対する個別支援、相談対応等を行っています。

この度、この事業を通して医療機関等から収集した事例等を基に「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」を下記により開催することに致しました。

研修会のプログラムは、以下のとおりとなります。医療従事者の勤務環境改善に取り組まれている医療機関の方のご参加をお待ちしております。

なお、会場の関係から、参加希望者が予定数に達した場合には参加申込みをお断りする場合があることをご承知ください。

また、会場の駐車台数に制限がありますので、当日来場される際は出来るだけ、公共交通機関等を利用していただきますようお願いします。

日 時	① 平成28年2月3日（水）14時00分～16時30分 ② 平成28年2月6日（土）13時30分～16時00分
場 所	① 鹿屋市医師会館会議室（鹿屋市西原三丁目7-39） ② 鹿児島県歴史資料センター黎明館講堂（鹿児島市城山町7番2号）
内 容	医療機関における労務管理及びメンタルヘルス対策等

※ 研修会の詳細は、当局ホームページのバナー（医療分野の「雇用の質」向上のための取組）をご覧下さい。

# 平成27年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」 ～鹿児島県から1名が受賞～

鹿児島労働局健康安全課

厚生労働省は、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長132名を、平成27年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰しました。

鹿児島県からは、株式会社ヒラミネ（薩摩川内市里町）の中村照志（なかむらてるし）さんが受賞され、平成28年1月12日に厚生労働省講堂において顕彰式典が行われました。

この制度は、労働災害による被災者数が約55万人（平成26年度）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成10年度から実施され、今回で18回目となります。

労働災害を防止するためには、事業者がその責任を果たすとともに、労働者自身も、事業者が行う安全衛生管理活動に積極的に協力していくことが必要であり、特に作業を直接指揮する職長等の安全意識を高めることが重要です。

今回受賞されました中村さんに続き、次年度も多数の方が受賞されることを期待しています。

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。

## 事業主の皆様！仕事と治療の両立が可能な求人提出にご協力願います。

鹿児島労働局職業安定課

### 【長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就職支援モデル事業】

ハローワーク鹿児島では、平成26年度から、がんや肝炎、糖尿病等の治療を受けながら、再就職を希望する求職者に対して、専門の窓口を開設して、職業相談・紹介を実施しております。

平成27年12月末現在、ハローワーク鹿児島では、45名のがん患者等が求職登録して、就職活動を行っています。

これらの求職者の皆様方は、医師から就労可能との診断を受けているところですが、一定期間ごとに医療機関に治療や検診に行くことが必要である等、事業主の皆様方の配慮が欠かせないところです。

事業主の皆様方におかれましては、平日休暇や短時間勤務等の設定が可能な求人の提出につきまして、ご協力くださるよう、お願ひいたします。

両立求人提出の問い合わせ先：ハローワーク鹿児島事業所第1部門 099-250-6092

長期療養者就職支援窓口： ハローワーク鹿児島就職支援部門 099-250-6079（担当：河野）

※ 鹿児島市以外の事業所・求職者につきましては、もよりのハローワークにお問い合わせください。

## 雇用失業情勢（11月）

鹿児島労働局職業安定課

県内有効求人倍率 0.90倍（全国最下位）  
(県内正社員有効求人倍率 0.58倍)

全国有効求人倍率 1.25倍  
(全国正社員有効求人倍率 0.82倍)

※ 正社員求人が不足しております。  
求人募集を行う際は、もよりのハローワークを利用くださるよう、お願ひいたします。

## 知って役立つ助成金について

鹿児島労働局職業対策課

### 【受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）について】

- ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。
- 平成27年4月10日付けにて、労働移動支援助成金制度の見直しがなされ、「受入れ人材育成支援奨励金」のなかに、「早期雇入れ支援コース」が創設されました。
- 平成27年1月10日以降に離職した再就職援助計画対象者を、離職の翌日から3ヶ月以内に「期間の定めのない労働者」として雇入れた場合、6ヶ月経過後に就労状況を確認後、一人につき30万円を助成する制度です。（一事業所につき、500人／年度が限度）
- その他、支給にあたり要件等ありますので、詳細は県内ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

# Q 退職勧奨についての法的な規制はありますか。

鹿児島労働局企画室

**A 労働基準法には、解雇の手続に関する規定はありますが、退職勧奨については定められていません。**

しかしながら、方法が適正さを欠く等により、民事上の紛争となり、損害賠償等の責任を負うことになる場合がありますので、十分な注意が必要です。

そこで、退職勧奨に関して、参考となる裁判例のいくつかをご紹介します。ただし、記載内容は判決におけるポイントを簡潔に表したものであり、実際に紛争事案が発生した場合には、個別の事案に則して、裁判所の異なった判断が示されることもあり得ますので、ご留意ください。

1 「下関商業高校事件」（最高裁第一小法廷 昭和55年7月10日 労働判例345号20頁）

●ことさらに多数回あるいは長期にわたり行われた退職勧奨について、違法と判断されたもの。

2 ①「鳥取県教員事件」（鳥取地裁 昭和61年12月4日 労働判例486号53頁）

②「今川学園木の実幼稚園事件」（大阪地裁堺支部 平成14年3月13日 労働判例828号59頁）

●女性差別など法令に反する退職勧奨は違法となると判断されたもの。

3 ①「東光パッケージ（退職勧奨）事件」（大阪地裁 平成18年7月27日 労働判例924号59頁）

②「明治ドレスナー・アセットマネジメント事件」（東京地裁 平成18年9月29日 労働判例930号56頁）

●経営上の必要性等や会社側の対応が不誠実とは観えない等により、退職勧奨が必ずしも違法とされるわけではないと判断されたもの。

4 ①「東京女子医科大学（退職強要）事件」（東京地裁 平成15年7月15日 労働判例865号57頁）

②「群馬町（辞職強要）事件」（前橋地裁 平成16年11月26日 労働判例887号84頁）

③「東光パッケージ（退職勧奨）事件」（前記3①参照）

●退職勧奨の域を超える退職強要（ことさらに侮蔑的な表現を用いて名誉を棄損する、懲戒処分をちらつかせる、所属職場を廃止して他への配置転換を検討しない等）は違法と判断されたもの。

5 ①「鳥取県教員事件」（前記2①参照）

②「フジシール事件」（大阪地裁 平成12年8月28日 労働判例793号13頁）

③「鳥屋町職員事件」（金沢地裁 平成13年1月15日 労働判例805号82頁）

●退職の勧めを拒否した者に対する不利益な措置（優遇措置の不提供、配置転換、懲戒処分、不昇給）は違法となると判断されたもの。

6 「東京都十一市競輪事業組合事件」（東京地裁 昭和60年5月13日 労働判例453号75頁）

●対象となる労働者や使用者側の事情によっては、不利益な措置が違法とならない場合があると判断されたもの。

なお、退職勧奨等、民事上の個別労働紛争については、あっせん等、個別労働紛争解決援助制度が利用できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

また、個別労働紛争の解決の促進のための連携を図ることを目的として、国、県、民間の10関係機関等からなる鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を運営しており、参加している各機関の各種制度の概要を鹿児島労働局のホームページに掲載しておりますので、ご参考にしてください（<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>上の「各種法令・制度・手続き」の「個別労働紛争解決制度」のページ参照）。

本件に関する問い合わせは、鹿児島労働局企画室（099-223-8239）まで。

## 災害に学ぶ

# 「床上に降ろした 金属材料が倒壊」

鹿児島労働局健康安全課

### はじめに

今回は、天井クレーンを使用して金属材料を移動中に材料が倒壊し、運搬作業を行っていた作業員の足の上に倒れたために、左足を切断する大怪我を負った災害について、その発生原因等を多角的に考えてみたいと思います。

### 災害の概要

被災者が天井クレーンを使ってコイル材と呼ばれる金属材料（幅80mmの細長い金属板をゼンマイ状に巻いたもの。外径1400mm、重さ675kg）をつり上げて移動した後、一旦床上に降ろし、玉掛け用具として使用していたワイヤロープを外したところ、コイル材が自立せず、被災者の左足の上へと倒れてきたというものです。この結果、被災者は左足を切断するに至りました。

### 災害発生原因について

#### ① 施設的要因について

本件の災害発生原因を考えてみます。被災者がコイル材を一旦床上に降ろしたのは、この工場のレイアウト上、天井クレーンから運搬機へと載せ替える必要があったからです。

この工場では材料置き場と加工場が別棟となっていたため、加工機へ材料を供給する際には、材料置き場で天井クレーンを使用して、一旦ハンドリフトなどの運搬機に載せ替えて加工場に運んだ後、再度加工場の天井クレーンでつり上げて加工機に供給する、という手順を踏まなければなりませんでした。

もし、同一構内で材料置き場からつり上げたまま、直接加工機に供給できる状態であれば、材料を載せ替えるという工程が省け、その作業に伴うリスクも回避できることになります。

今からこの改善を行うには、工場の新設若しくは大規模なレイアウト変更が必要となるため、実行するのは難しい面もありますが、より本質的なリスク低減策は何かという視点で災害を分析することも必要です。

#### ② 人的な要因について

材料置き場のある棟から加工場へ材料を運搬する手段として、大方の場合は、ハンドリフトに専用のラックを載せたものを使用していました。ところが、本件災害時に運搬していたコイル材は規格外のもので、このラックに収まらない大きさでした。

そこで、被災者はフォークリフトのフォークに、コイル材をそのつり具である玉掛けロープごと掛けて運ぶことを思いつき、同僚にフォークリフトを用意してもらいました。フォークリフトの正面まで天井クレーンでコイル材を移動した被災者は、一旦コイル材を床上に置いて、玉掛けロープを天井クレーンのフックから外してフォー

クリフトのフォークへと掛け替えようとしたが、コイル材のバランスが崩れ、被災者の左足の上へと倒れたのでした。

この一連の行為は、被災者の不安全行動と捉えることもできますが、これを誘発するような管理面での問題は無かったでしょうか。

#### ③ 管理面の要因について

災害時に被災者が扱っていたコイル材は、規格外のものであったと述べましたが、使用頻度が他の材料に比べて少ないというだけで、初めて扱うというものではなかったようです。にもかかわらず、この工場ではこの材料を扱う場合の作業手順が定められていませんでした。ほかの材料と同じ扱いができないのが予め分かっていたのであれば、これを扱うときの手順や使用機械等を決めておく必要があったと言えます。

災害の多くは通常の作業ではなく、非定常作業で多く発生すると言われています。しかし、非定常作業であっても、災害が予め予想できる作業なのであれば、事前に安全な取り扱い方を決めて十分周知しておくことができます。

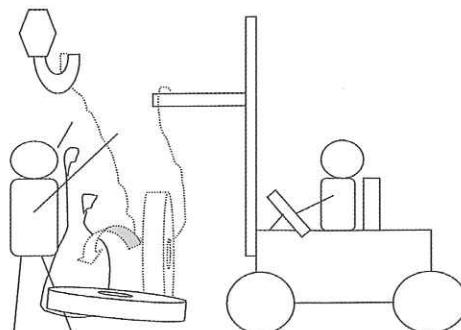
また、災害時に被災者が使用していた天井クレーンは、つり上げ荷重が2.8トンでしたから、運転には特別教育の実施、玉掛けには玉掛け技能講習の修了が必要だった訳ですが、被災者は特別教育の未実施のほか、技能講習も修了していない実態でした。しかも事業場は、それを承知で作業を行わせており、さらに、被災者と同様、特別教育未実施や無資格のまま同じ作業を行っていた作業員が複数名おり、無資格等の就労が常態化していましたので、全くの「安全軽視であった」と言わざるを得ません。

資格取得等に係る費用と時間を惜しんだということかもしれません、結果として大きな人的被害を出してしまいました。

### まとめ

今回の災害発生原因をまとめてみると、材料の供給には一度載せ替え作業を行わなければならないという施設的な要因が背後にあり、これに伴い発生する作業について、使用頻度の低い材料を取り扱う際の対策が十分でなかったこと、また、無資格等の就労をさせるという安全軽視の姿勢が被災者を不安全行動に走らせ、重大な結果を引き起こしたものとも言えます。

皆様の事業場におかれましても、労働者の不安全行動を招く、施設設備の欠陥、合理的でない作業手順、安全軽視の風潮などに目を配り、改善を図っていただくようお願いします。



## 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等について

鹿児島労働局監督課

厚生労働省では、これまで学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってきましたが、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果をとりまとめました。

意識等調査結果、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組および各事業主に取り組んでいただきたい事項についてお知らせします。

### 1 意識等調査結果について（アルバイト経験のある大学生、大学院生、短大生、専門学校生1,000人）

#### (1) 経験したアルバイトについて

学生が経験した業種は、コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋の順に多かったです。

#### (2) 労働条件の明示について

学生が経験したアルバイトのうち、58.7%が書面で労働条件を明示されなかったと回答（うち、口頭ですら明示されなかつたのは19.1%）

#### (3) 学生が経験したトラブルについて

学生が経験したアルバイトのうち、48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答

・トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるものは以下のとおり。

準備や片付けの時間に賃金が支払われなかつた	13.6%
1日に労働時間が6時間を超えても休憩がなかつた	8.8%
実際に働いた時間の管理がなされていなかつた	7.6%
時間外や休日、深夜労働について割増賃金が支払われなかつた	5.4%

・その他、労使間のトラブルとしては、以下のとおりシフトや仕事内容についてのものが多かつた。

採用時に合意した以上のシフトを入れられた	14.8%
一方的に急なシフト変更を命じられた	14.6%
採用時に合意した以上の仕事をさせられた	13.4%
一方的にシフトを削られた	11.8%

#### (4) アルバイトによる学業への支障について（主なもの）

試験の準備期間や試験期間に休みをもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかつた	
シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたり、変更してもらえなかつたため授業に出られなかつた	

### 2 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組について

以下の取組について、文部科学省、大学団体等と連携して推進します。

#### (1) 事業主団体への要請等

##### ア 事業主団体への要請（新規）

労働基準関係法令違反のみならず、無理なシフ

ト設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられることから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただくことなどについて要請を実施。

#### イ 学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換（新規）

学生アルバイトが多い業界の団体等に対し、学生アルバイトを活用するまでの課題について文書要請や意見交換を実施。

#### ウ 都道府県労働局長による助言・指導等の実施

#### (2) 周知・啓発など情報発信のさらなる推進

##### ア チラシ・冊子等の作成による周知・啓発（新規）

学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたい事等を示したチラシ・冊子等を作成し、周知・啓発に努める。また、労働条件通知書のモデル様式を学生に配布し労働条件確認の利用促進を図る。

##### イ 高校生向けアンケートの実施による実態把握（新規）

高校生向けアンケートを実施して実態把握を行い、今後の対策につなげる。

##### ウ 高校生に対する労働法教育の充実（来年度要求）

労働法について、高校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような教材を含む学習プログラムを作成。

##### エ 高校、大学等への労働法制の普及に係る講師派遣やセミナー等の実施（拡充）

大学の学生支援部署の職員向けの冊子等の作成・配布。

##### オ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの全国での実施等（拡充）

#### (3) 相談への的確な対応

##### ア 大学における出張相談（新規）

学生数が多い大学等を中心に年1回程度（アルバイトキャンペーン期間中）、都道府県労働局による出張相談を実施。

##### イ 労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応（一部新規）

・労働基準監督署、総合労働相談コーナーにおいて、懇切丁寧な対応を行う。

・アルバイトキャンペーン期間中に若者相談コーナーを常設する。

・夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

##### ウ 申告、相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

学生アルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

### 3 各事業主に取り組んでいただきたい事項

学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることをご理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての配慮をお願いします。

# 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の準備を進めましょう！

鹿児島労働局雇用均等室

女性が個性と能力を職業生活において十分に發揮できる社会の実現をはかるため、女性活躍推進法が平成27年9月4日に制定され、各企業の取り組みが注目されています。

**常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、**

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表
- ③行動計画を策定した旨の労働局への届出
- ④女性の活躍に関する状況の情報の公表

が**義務**づけられ、平成28年4月1日から施行となるため、3月31日までに労働局へ行動計画の策定等を行った旨のお届けが必要となります（**300人以下の事業主は努力義務**）。

## 行動計画策定支援ツールをご活用ください

女性活躍推進法に基づき、企業が実施する状況把握、課題分析について支援するためのツールとして、「**行動計画策定支援ツール**」をご利用ください。

ツールは厚生労働省ホームページ内「女性活躍推進法特集ページ」内に掲載されています。

策定支援マニュアル  
(PDFファイル)



入力支援ツール  
(Excelファイル)



・女性活躍推進法令等に基づき、簡便な「状況把握」「計画策定」の手法例やアウトプットイメージ等を示したもの。



・「策定支援マニュアル」で示された手法のうち、一つの手法に基づき、課題分析のために必要なデータの入力を支援するもの。自社の特徴に即した「目標」「取組」の候補を選択することができる。

※「指針」に示された行動計画策定の考え方は、各企業の裁量が大きなものとなっています。本ツールに基づく行動計画策定は、あくまでも一例であり、この方法でなければいけないというものではありません。

☆ 一般事業主行動計画の策定等に関する最新の情報は「女性活躍推進法特集ページ」に掲載されますので、ご活用ください。

**女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業へは、認定の制度もございます。**

ご不明な点は、鹿児島労働局雇用均等室までお問い合わせください。

### 女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍推進法特集ページ で検索！

鹿児島労働局 雇用均等室 ☎099-222-8446

## 平成27年 業種別死傷災害発生状況（12月末）

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,581	16	1,567	21	14	-5
1 製造業	288	2	316	4	-28	-2
1 食料品製造業	174	1	194	2	-20	-1
4 木材・木製品製造業	10		20		-10	
9 煙草・土石製品製造業	20		13		7	
11～12 金属製品製造業	12	1	20		-8	1
13～15 機械機具製造業	20		24		-4	
上記以外の製造業	52		45	2	7	-2
2 鉱業	3		4		-1	
3 建設業	272	5	255	6	17	-1
1 土木工事業	100	3	90	3	10	
2 建築工事業	148	1	145	3	3	-2
3 その他の建設業	24	1	20		4	1
4 運輸交通業	182	3	203	3	-21	
1 鉄道・航空機業	7		5		2	
2 道路旅客運送業	14		23	1	-9	-1
3 道路貨物運送業	160	3	175	2	-15	1
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	18		11	1	7	-1
1 陸上貨物取扱業	8		4		4	
2 港湾運送業	10		7	1	3	-1
6 農林業	81	2	77	2	4	
1 農業	34		33	1	1	-1
2 林業	47	2	44	1	3	1
7 帰産・水産業	85	3	78	1	7	2
8 商業	197	1	234	1	-37	
1 銀行業	26		39		-13	
2 小売業	145	1	172	1	-27	
3 理美容業	3				3	
4 その他の商業	23		23			
9 金融・広告業	15		9		6	
11 通信業	6		12		-6	
12 教育・研究業	19		12		7	
13 保健衛生業	198		176		22	
1 医療保健業	78		74		4	
2 社会福祉施設	113		94		19	
3 その他の保健衛生業	7		8		-1	
14 接客娛樂業	106		100	3		-3
1 旅館業	26		29	1	-3	-1
2 飲食店	52		49	2	3	-2
3 その他の接客娛樂業	28		22		6	
上記以外の事業	111		80		31	
10 映画・演劇業						
15 撮影・と畜業	60		47		13	
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	50		33		17	
陸上貨物運送事業（4～3～5～1）	168	3	179	2	-11	1
第三次産業（8～17）	652	1	623	1	29	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。  
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。  
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。  
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別記。



(公社) 鹿児島県労働基準協会

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会会長 殿

平成27年12月21日付け当協会会長あてに、鹿児島労働局労働基準部健康安全課長より「ロールボックスパレットに起因する労働災害防止対策の推進について」の周知依頼が下記のとおりありました。

関係者におかれましては、一層の安全対策の推進をお願いします。

事務連絡

平成27年12月21日

鹿児島労働局労働基準部健康安全課長

### ロールボックスパレットに起因する労働災害防止対策の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、荷役作業における労働災害の防止を図るために陸上貨物運送事業者による荷役作業の安全対策ガイドラインを策定し、関係者への周知、取組への一層の促進を図っているところです。

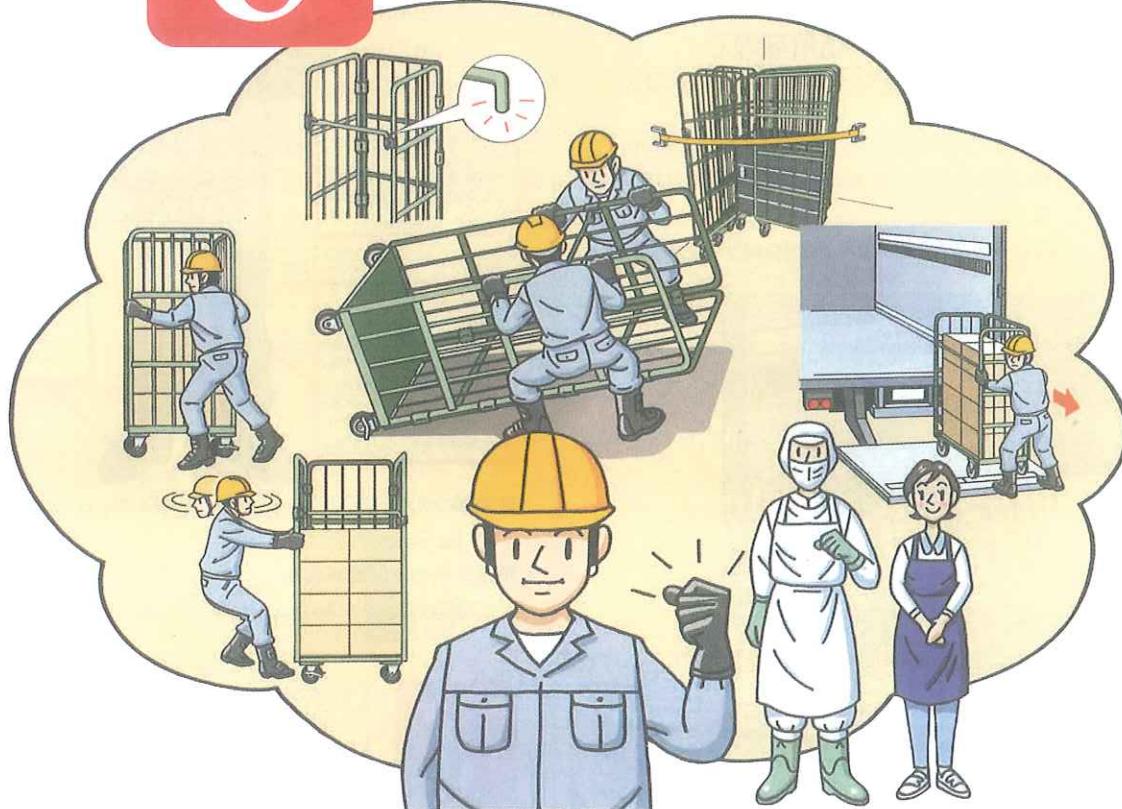
このうち、荷役用具・設備による労働災害の多くを占める、「カゴ車」や「カゴ台車」と呼ばれるロールボックスパレットについては、荷役作業を行う労働者の基本的な遵守事項や荷役場所を管理する荷主等の対策を示しているところです。

については、別添リーフレット（ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル）を送付しますのでロールボックスパレットを使用する貴会傘下の関係事業者、労働者はもとより、荷役作業にかかるトラックドライバー等に対してもご周知頂き、より一層の安全対策の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

# ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

## 安全に作業するための

### 8つのルール

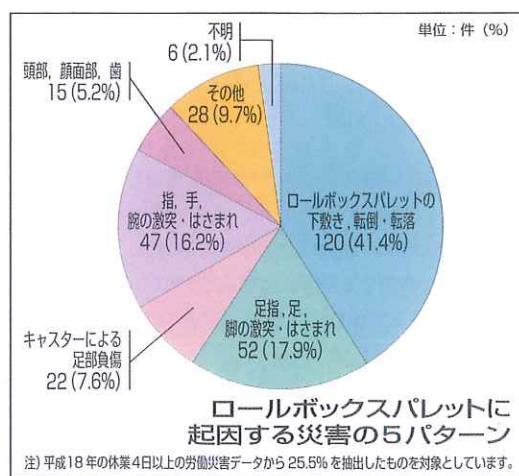


とても便利なロールボックスパレットですが、下敷きや手足の負傷による事故などが多く発しています。

ロールボックスパレットは、カゴ車とも呼ばれる人力運搬機です。開口部以外の3面がパネルで囲まれているため、荷崩れや荷物の損傷を防いで移動できるだけでなく、店舗では商品棚として使用することもできます。このように、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する、とても便利な存在で、多くの職場で活用されています。

そんな利便性の高いロールボックスパレットですが、近年では労働災害が多数発生しており、その約4割が下敷き事故でした。また、ケガをした半数近くの方が作業経験1年未満だったことから、作業に不慣れな時期での対策が力ぎとなります。

このリーフレットでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい「8つのルール」を紹介しています。ぜひ、お読みになって、安全に作業を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人 労働安全衛生総合研究所

(H27.9)

# ロールボックスパレットは意外と危険がいっぱい！

## 8つのルールを守って安全に作業しましょう。

### rule 1

#### 段差、傾斜のある場所での取扱い

事故が起きやすい場所なので、細心の注意を払って作業しましょう。

- 段差、傾斜のある場所での作業は、特に慎重に行いましょう。
- ロールボックスパレットが倒れそうになったら、倒れる方向には絶対に入らないようにしましょう。
- 倒れる場合は、周囲の人々に大きな声で注意をうながしてください。



### rule 2

#### 作業服、作業靴、保護具

安全作業のためにも、きちんとした作業着を身につけましょう。

##### 作業服

- 汚れてもよい服装か、エプロン等を着用してください。
- スリ傷などのケガを防ぐため、長袖・長ズボンを着用してください。
- シャツやズボンの裾が引っ掛からないようにしましょう。
- 暗い所で作業する場合は、できるだけ明るい色の服装を着用してください。
- 夜間の路上で作業する場合、認識されやすいよう作業服に反射シールなどを貼りましょう。

##### 作業靴

- つま先を保護する安全靴やプロテクティブスニーカーを履いてください。スリッパ、サンダル、ヒール靴では決して作業しないでください。

##### 保護具（プロテクター）

- 手や指のケガを防ぐため、軍手など手袋を使ってください。
- 手袋は、手のひら側に滑り止め加工したものを使ってください。



- 脚部のケガを防ぐため、足首やすねを保護するプロテクター等を着用しましょう。
- 据付型の中間棚があるときは、棚が落下し、頭部をケガするおそれがあるので、ヘルメット（保護帽）を着用してください。

### rule 3

#### ロールボックスパレットの基本操作

基本の操作を覚えて、事故を起こさないようにしましょう。

##### 遵守事項

- 必ず両手で操作してください。●作業時の手の位置は、肩から腰の高さを基本とし、荷物の重さや操作のしやすさを考慮して作業してください。●操作性をよくするために、両手で均等に力を入れてください。●動かすときや停止させるときは、腕の力だけでなく、膝をしっかりと曲げて、脚力を使って操作してください。●見通しの悪い場所では一時停止して周辺を確認してください。
- 走行時以外はキャスター付きストップバーを使用してください。

##### 注意事項

- 段差や傾きのある場所では転倒に注意しましょう。
- 側面の幅が広くなるほど、支柱を持つ両手が広がり、ロールボックスパレットと身体が接近するので、接触や巻き込まれに注意しましょう。●使用前には必ず点検しましょう。不具合が確認された場合には、テープ等で使用不可であることを明示し、速やかに修理しましょう。
- 素手で操作しない。●足で蹴って動かさない。●走ったり、大きな歩幅での操作はしない。●転倒のおそれがあるため、積載面には乗らない。●脱輪や転倒のおそれがあるので、複数台連結して取扱わない。

##### 禁止事項

rule  
**4****「押し」「引き」「よこ押し」**

それぞれのコツを覚えて、  
安全に作業しましょう。

一般的にロールボックスパレットの操作には「押し」「引き」「よこ押し」の3種類の操作方法があります。状況に応じてこれらを併用しましょう。

「押し」はロールボックスパレットの最も基本的な操作方法です。前歩きのため違和感なく、力を入れやすい姿勢で操作でき、長距離の移動に適していること等が特徴。

**押し****メリット**

- 前向きに進むため動作に違和感なく力を入れやすい
- 長距離の移動に適している

**デメリット**

- 進行方向の見通しが悪いと段差などに気が付きにくい
- 方向転換の多い現場には不向き

**ポイント！**

- 前方の見通し確保のため、作業者の目の高さより積載しない



「引き」は進行方向に対してロールボックスパレットの先頭に操作者が位置するため、第3者への接触リスクが低く、スーパー・マーケット等の小売店の店舗内での移動等にみられる操作方法。

**引き****メリット**

- 第3者への接触のリスクが低い
- 狭い場所でもコントロールしやすい

**デメリット**

- 進行方向がよく見えない
- 後ろ歩きで足が動かしにくい
- 長距離の移動に不向き

**ポイント！**

- 「引き」は初動で、途中から「よこ押し」「押し」を併用する

「よこ押し」は持ち手がないロールボックスパレットの構造を反映した操作方法です。ロールボックスパレットの重心に近い位置で操作するので操作性がよく、前方の見通しがよいこと等が特徴。

**よこ押し****メリット**

- ロールボックスパレットの重心に近い位置で操作するため操作性がよい
- 前方の見通しがよい

**デメリット**

- 開口部側に立つと荷崩れによるケガのおそれあり
- 傾斜部では操作性がよくない

**ポイント！**

- 身体をひねった姿勢で操作するため初動時・停止時に力を入れにくいで一定の速度に達してから「よこ押し」で

**安全に作業するための****8つのルール****安全作業！**

ロールボックスパレット本体の  
点検もお忘れなく！

rule  
**5****複数人での取扱い**

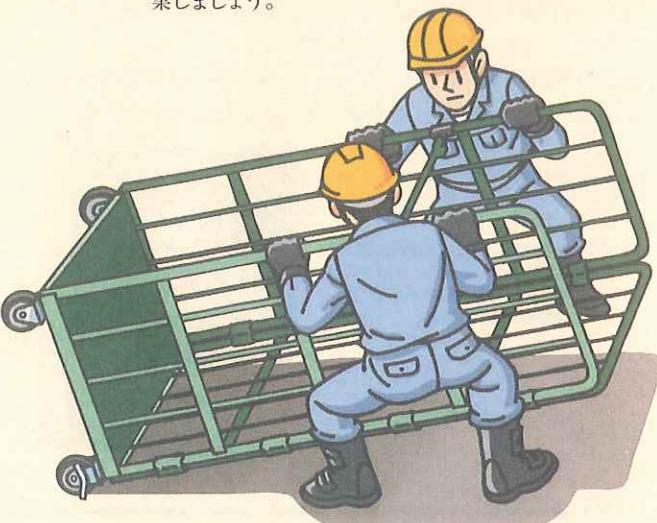
声を掛け合い、  
1人のときよりも慎重に作業しましょう。

**遵守事項**

- 事前に誰が指揮者になるのかを決めてください。
- 激突やはざまれのおそれがあるため、原則として作業員は全員「よこ押し」で操作してください。●転倒したロールボックスパレットを引き起こすとき、キャスターが地面に接地した瞬間、ロールボックスパレットが動き出しがあるので、複数人が側面を持って引き起こしてください。

**注意事項**

- 複数人の場合、力の入れ具合がそれぞれの人で異なることを理解し、お互いに声を掛け合って、慎重に作業しましょう。



rule  
**6****荷物の積載**

基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぎましょう。

## 遵守事項

- ロールボックスパレットの最大積載量を確認してください。●安全のため、重いものは下部に、軽いものは上部に積載してください。
- 大小の積荷がある場合は中間棚を使用してください。●荷物を積む前に、積載面と本体がロックされているかを確認してください。●ピンで固定する中間棚の場合、すべてのピンをロックしましょう。●荷崩れ防止、ロールボックスパレットの外側への膨らみ防止のため、



## 注意事項

移動時はサイドバーを装着してください。●解除したサイドバーは、接触しないよう積載面側に収納してください。●サイドバーの装着・解除をしやすくするため、ピン穴の塗装のはがれ、サビは取り除いてください。

●中間棚はガタつきがあると荷崩れするため注意しましょう。

## 禁止事項

- 最大積載量を超えた積載はしない。●ロールボックスパレットからはみ出した積載はしない。●側面パネルに立て掛けで積載しない。●側面パネルを圧迫するような積載をしない。●荷崩れのおそれがあるため、ロールボックスパレット本体や中間棚のピンが変形したまま使用しない。

rule  
**7****折りたたみ・組み立て・積み重ね**

折りたたむと不安定になるので、転倒には注意しましょう。

## 遵守事項

- 転倒のおそれがあるので、折りたたんだ状態ではなく、必ず組み立ててから移動してください。
- 狭い通路を通るときなど、止むを得ず、折りたたんだ状態で移動する場合は、側面パネルの内側に立って、押して移動してください。●折りたた

んだロールボックスパレットを積み重ねて保管する場合は、路面の傾斜や風によって転倒するおそれがあるので、平らな場所で、ロープ等で固定して動かないようにしてください。



## 注意事項

- L字型の折りたたむタイプは、背面パネルの外側に転倒しやすいので注意しましょう。

rule  
**8****テールゲートリフターでの取扱い**

昇降時は特に危険なので、気をつけて作業しましょう。

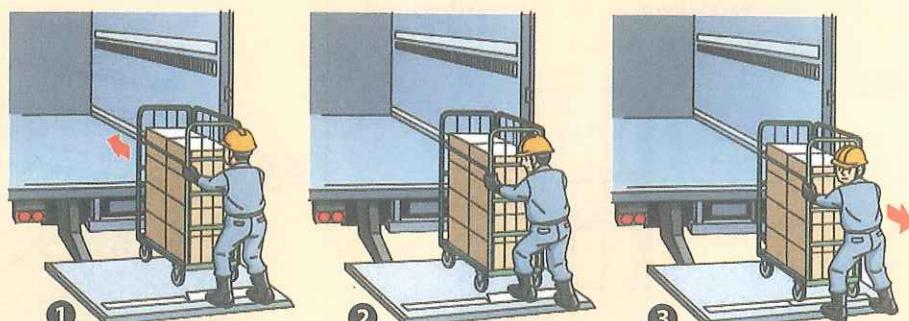
**基本事項** ●昇降板の最大積載重量を超えないようにしてください。●昇降板の下に入らないでください。●転倒防止のため、できるだけ水平な場所で作業してください。

**昇降板の昇降** ●テールゲートリフターの操作は昇降板から離れて操作してください。●作業者は昇降板に乗って操作しない

でください。●荷台と接地面にそれぞれ作業者を配置してください。

**昇降板が荷台の高さにある時** ●荷台からロールボックスパレットを昇降板に移動するときは、昇降板のキャスターストップバーが出ていることを確認してください。●側面にキャスター落下防止枠のない昇降板上で移動するときは、側面から転落しないよう、スペースを十分に確保してください。

**昇降板が接地面にある時** ●昇降板から接地面にロールボックスパレットを移動する場合、昇降板と接地面との段差に十分注意してください。



※ここに紹介した8つのルールは安全作業への大切な入口です。このリーフレットについて更に詳しく知りたい方は、労働安全衛生総合研究所技術資料 JNIOSH-TD-No.4 (2015) 「ロールボックスパレット起因災害防止に関する手引き」を参照してください。独立行政法人労働安全衛生総合研究所ホームページ <http://www.jniosh.go.jp/> からダウンロードできます。

# 労働安全衛生法に基づく規格を具備しない パイプサポートについて

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成28年1月5日付け当協会長あてに、鹿児島労働局労働基準部健康安全課長より「労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて」の周知依頼が下記のとおりありました。

つきましては、**労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートを設置等しないよう、また仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）など必要な措置をお願いします。**

事務連絡

平成28年1月5日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会  
会長 殿

鹿児島労働局労働基準部  
健康安全課長

## 労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて

標記について、一般社団法人仮設工業会から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和56年労働省告示第101号。以下「規格」という。）を具備していない型わく支保工用のパイプサポート（以下「当該パイプサポート」という。）が流通している旨の情報提供がなされたところです。

当該パイプサポートは、別紙1のとおり、受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品ですが、規格第5条で定める製造者名、製造年等の表示がないものです。

当該パイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において、規格第4条第1項で示されている強度試験等を試みたところ、別紙2のとおり、規格第2条第4号及び第5号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認され、当該パイプサポートの製造者及び流通経路について調査を行っているところです。

当該パイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置（以下「設置等」という。）することは、労働安全衛生法第42条に違反します。つきましては、貴会の会員に対して、当該パイプサポートを設置等しないよう、また仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）など必要な措置をとるよう、周知方お願い申し上げます。

## <別紙1>



- 規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- 受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ。

## <別紙2>

1 パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚の一例（最大使用長309cm）

供試体 NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm以上				
差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2mm以上				

2 強度試験結果（ナイフエッジによる圧縮試験）の一例（最大使用長 255cm）

供試体 NO.	1	2	3	4	5
強度 [kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0kN 以上				

※ 今回試験を行ったのは、最大使用長が255cm及び309cmのものであるが、それ以外のサイズのものが流通している可能性がある。

# 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成27年12月14日付け当協会長あてに、鹿児島労働局労働基準部長より「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について」及び「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について」の周知依頼が下記のとおりありました。

つきましては、**労働者の健康管理が適正に行われるよう、また、健康情報が適正に取り扱われるよう**お願いします。

鹿労基発1214第1号  
平成27年12月14日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局労働基準部長

## 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）による労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の改正により、平成27年12月1日から労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたことに伴い、同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する下記の4指針について、平成27年11月30日付けで所要の改正が行われ、平成27年12月1日から適用されているところです。

改正点は別紙1～4の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙5～8のとおりですので、これに基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）
- 2 健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）
- 3 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）
- 4 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針（平成27年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）

鹿労基発1214第2号  
平成27年12月14日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局労働基準部長

## 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、雇用管理に関する個人情報のうち労働者の健康に関する情報（以下「健康情報」という。）の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講すべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）」について事業者が留意すべき事項を、平成16年10月29日付け基発第1029009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（以下「留意事項通達」という。）により示しているところです。

今般、平成26年6月に交付された「労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）」により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等を踏まえて、留意事項通達について所要の改正を行い、平成27年12月1日より適用することとしました。

改正点は別紙1の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙2のとおりですので、これに基づき、労働者の健康情報が適正に取り扱われるよう、傘下の会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

※紙面の都合により、上記改正後の4指針と留意事項は、本会ホームページに掲載しましたので、お手数ですがそちらからご覧下さいませ。

鹿児島基準協会

検索

# 平成27年度 鹿児島県労働災害防止研修会

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰しもが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。国は、労働災害防止計画を策定し、死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内においては、依然として製造業、建設業、陸上貨物運送事業等で、はさまれ、巻き込まれ、墜落、転落等の労働災害が多発しています。

また、近年では、医療保健業、社会福祉施設等で動作の反動、無理な動作等による災害が増加しています。  
このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて、労働災害の現状・課題のほか自主的安全衛生活動の促進に関する内容で研修会を開催することに致しました。

労働災害防止活動を振り返るとともに新年度に向けた取り組みの対策となれば幸いです。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様に是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

☆期　　日 平成28年2月19日（金）開会：13時30分　閉会：16時00分予定

【開場・受付は、12時45分からです。】

☆会　　場 鹿児島県歴史資料センター「黎明館講堂」

鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100）※専用駐車場有ります。

☆講演内容 講演「最近の安全衛生行政について」(13:35～約40分間)

講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課 主任労働衛生専門官 内田 直人 氏

講演「災害ゼロの職場を目指して」(14:25～約90分間)

～職場の安全活動に行詰り感が漂っていませんか？一緒に打開策を考えてみましょう。～

講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

副所長 安全管理士・衛生管理士 栗山 繁久 氏

千葉、長崎、山口、福岡の各労働局、労働基準監督署において、安全衛生業務、監督指導業務等に従事  
福岡労働局安全課長、福岡中央労働基準監督署長などを歴任

その後、労働安全コンサルタント事業所を開設し、技能講習、労務管理講習等の講師を務める。

平成24年9月から中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンターに勤務

☆参加費 無料（定員200名になり次第締め切らせていただきます。）

☆申込方法 下記申込書により平成28年2月15日（月）までにFAXでお申込み下さい。

（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

**FAX 099 (226) 3622** 下記のとおり申込みます。

## 平成27年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名				
所在地	〒		電話番号 ( )	
			FAX番号 ( )	
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号	

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

## 平成28年3月 講習開催のご案内

## 講習のご案内

鹿児島教習所実施分  
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転		【全科目者】 3/7～3/11	2/8～2/12	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 3/7～3/8		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
技能講習	有機溶剤作業主任者	3/10～3/11	2/8～2/12	会員 12,824円 一般 13,824円	
	玉掛け	3/14～3/16	2/15～2/19	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 移動式クレーン運転士、揚貨 装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能 講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能 講習修了者
	不整地運搬車運転	3/22～3/23	2/22～2/26	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等 又は解体用）技能講習修了者
特別教育	クレーン運転	3/7～3/8	2/8～2/12	会員 16,770円 一般 20,010円	
	ローラー運転	3/14～3/15	2/15～2/19	会員 16,820円 一般 20,060円	
その他	安全衛生推進者	3/17～3/18	2/15～2/19	会員 12,176円 一般 13,176円	
	安全管理者選任時研修	3/22～3/23	2/22～2/26	会員 16,632円 一般 20,952円	
	職長その他現場監督者	3/24～3/25	2/22～2/26	会員 12,744円 一般 15,984円	

## &lt;備考&gt;

- 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
- 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくな、案内書をお取り寄せください。
- 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正しました。事前に計画届が必要です。詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。